

病原微生物検出情報寄稿規程

1. 病原微生物検出情報 (Infectious Agents Surveillance Report , IASR)について

- ・ IASR は、「国立健康危機管理研究機構国立感染症研究所（以下「感染研」という）と厚生労働省（以下「厚労省」という）健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課」が発行する感染症に関する定期刊行情報誌である。1980 年 3 月に発行された IASR Vol.1, No.1 以来、毎月 1 回、定期的に発行されている。
- ・ IASR は、感染症法に基づき感染症発生動向調査に届出された患者情報等、および病原体検出情報に報告された病原体情報等を集計、分析し、病原体検査に携わった地方衛生研究所（以下「地衛研」という）、保健所、検疫所および地方自治体で公衆衛生業務に従事する関係者等に還元すること、ならびに医療従事者や国民等に感染症に関する情報を提供・開示することを目的として発行されている。
- ・ IASR 発行に関わる組織には、感染研の所長・副所長、研究部長等（厚労省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課と食品監視安全課がオブザーバーとして参加する）で構成される編集委員会と発行および運営にかかわる事務、編集作業（原稿の内容に関する確認や修正、レイアウト、校正）、編集・発行に関する日程調整等を行う IASR 事務局（以下「事務局」という）がある。
- ・ IASR は、「特集」、「特集関連情報」、「速報」、「国内情報」、「外国情報」等で構成される（2. 原稿の種類参照のこと）。また地衛研、保健所および検疫所から報告される病原体検出情報の集計データを web サイトで公表している。

2. 原稿の種類

原稿の種類は基本的に以下の 5 つで構成される。

- ・ **特集**：特集テーマと関連がある感染研内の専門部署が主に執筆を担当し、当該感染症・病原体の概要、最近の発生動向、公衆衛生上の課題等が記載される。「特集」に掲載される図、表は感染症発生動向調査、病原体検出情報、感染症流行予測調査、等のデータを基に感染症サーベイランス研究部が作成している。著者名を記載せず、感染研、厚労省が発行する文書である。
- ・ 各号で特集される感染症/病原体のテーマ（以下「テーマ」という）は、毎年、年度が改まる前に、公衆衛生上の重要性や話題性等を考慮した次年度の 12 回分のテーマが提案され、編集委員会の承認を経て、感染研部長会に報告のうえ、決定される。
- ・ **特集関連情報**：「特集」担当の専門部署等が「特集」を補足するような、より詳細な情報、新しい知見、専門的な解説、アウトブレイクへの対応事例等、5～8 報程度の「特集関連

情報」を決定し、関連のある機関・部署への執筆依頼を通じて寄稿される。

- ・ **速報・国内情報・外国情報等**：公衆衛生的意義が高くかつ緊急性のある速報、感染症発生動向調査に基づく積極的疫学調査や、病原体検出情報に報告された情報などをまとめた国内情報、海外の主なサーベイランスレポートにまとめられた内容を還元する外国情報等がある。

3. 原稿の執筆について

- ・ 原則として寄稿者は地衛研、保健所、検疫所、地方自治体（地方感染症情報センターや保健衛生部局など）あるいは感染研、厚労省等とする。
- ・ 特集原稿の執筆は、テーマとされた感染症、病原体の研究を所掌としている、あるいは研究対象としている、または近縁の病原体等を研究している等で関連性のある専門部、センター等に属する者が行う。なお、編集委員会が部、センター等に執筆を依頼する。
- ・ 事務局は依頼を受けた専門部等とともに担当者会議を開催し、特集原稿を補足する特集関連情報の内容と執筆者候補を選定する。
- ・ 感染症発生動向調査あるいは病原体検出情報など法律で定められている情報を還元する際には倫理審査等を必要としない。研究報告などでは必要に応じて所属機関における倫理委員会の承認を記載する。
- ・ 「速報」、「国内情報」、「外国情報」等への掲載を希望する者は事前に 1) 報告する病原体や感染症に関するこれまでの知見、2) 原稿の概要、3) 公衆衛生上の有用性、新規性、4) 掲載に資する理由を簡潔にまとめ、事務局に e メールにて提出する。事務局は上記 4 項目を基に感染研内の関連する専門部署等に掲載の妥当性を諮ったうえで、掲載の可否に関する指示を受けて寄稿希望著者に執筆を依頼する。

4. 原稿の取り扱い

- ・ 査読は行わないが、月 1 回開催される編集委員会で、編集委員がすべての原稿を確認し、掲載の採否を検討する。
- ・ 原稿は編集委員会からのコメントを付帯して著者へ返却され、必要に応じて加筆修正を依頼する。改定稿は事務局（および相談先の感染研内の関連する専門部署等）が確認するが、編集委員会で再検討する場合もある。
- ・ 軽微な修正であれば著者への修正提案という形をとる。
- ・ 校正（初校）は事務局の書き込みを基に著者への確認を行い、再校以降は編集委員会のもとに事務局が行うが、必要に応じて著者に再確認を行う。
- ・ 著者には、編集や校正の段階で知り得た情報や他の原稿に関する内容に対して守秘義務がある。無断でそれらを第三者に開示したり、内容に関して他者と議論したり、あるいは個人的な研究に利用することは許されない。
- ・ なお、速報は定例の編集委員会とは別途（メール回覧を基に）、所内専門部および編集

委員により採否を検討する。また、その際に寄せられたコメントに対し、著者は迅速な対応が求められる。

5. 原稿の書き方

- ・ IASR 発行の目的を踏まえて、執筆対象とする感染症等についての調査や研究等で明らかとなった客観的事実を平易な文章で記載すること。
- ・ 感染症発生動向調査や病原体検出情報などを記述的にまとめた原稿については、原則として著者名を明記せずにセンター／部名で報告する。上記以外のデータを使用あるいは、データ解析や解釈、考察が原稿執筆に必須であった際には著者名を明記する。不明な点がある際には事務局に確認すること。
- ・ IASR 側には二重投稿の問題はないが、学術誌への投稿の際に IASR への寄稿が二重投稿との指摘を受ける場合がある。学術誌への投稿を想定している場合、著者は IASR 寄稿前に学術誌側に確認をする必要がある。
- ・ 原稿は本文ファイル、図ファイル、表ファイルを個別に作成すること。
- ・ 図および表は複数存在する場合、各々個別のファイルとすること。
- ・ 本文は、Microsoft Word 2016 以降で、図表は、Microsoft Word, Excel, Power Point などの編集可能な形式で提出すること。
- ・ 原稿の文字数は、およそ 2,400 字以内（図、表 1 枚につき 400 字換算、参考文献を含む）、図表の数は合計 3 点以内とすること。
- ・ 引用は下記に定めるように記載のこと。
 - ・ 英文雑誌：筆頭著者, *et al.*, 雑誌名 Vol: ppp-ppp, yyyy
Garten RJ, *et al.*, Science 325: 197-201, 2009
✓ 著者が 2 名の場合はそのまま記載 A, B
✓ 雑誌名は略号がある場合は略号で
 - ・ 邦文雑誌：筆頭著者ら, 雑誌名 Vol: ppp-ppp, yyyy
安藤秀二ら, IASR 31: 136-137, 2010
 - ・ IASR：著者なし（特集）
IASR Vol: ppp-ppp, yyyy
 - ・ web サイト：機関/著者名, web サイトのページ名(自動更新されるページはアクセス日)
URL
荒木美穂ら, 沖縄県家畜衛生試験場年報 第 47 号, 2011（平成 23）年度（アクセス日：2022 年 1 月 21 日）
<https://www.pref.okinawa.jp/site/norin/eiseishiken/9425.html>
- ＊ 編集時に IASR 事務局で細かな引用のスタイルは統一する。

6. 原稿の提出と締め切り

- ・ 原稿は原則、e メールへの添付による電子媒体で以下に提出する。

提出先： IASR 事務局

(国立健康危機管理機構国立感染症研究所感染症サーベイランス研究部)

E-mail: iasr-c@nih.go.jp

- ・ 締切は、特集と特集関連情報は事務局から著者に原稿依頼がなされる際に、締め切り日を連絡する。著者は指定された期限までに提出する。その他の原稿は編集委員会の 1 週間前までに到着した原稿を直近の編集委員会で紹介する。

7. 著作権の帰属

- ・ IASR の掲載記事の著作権（日本国著作権法第 21 条から第 28 条までに規程するすべての権利を含む）は感染研に帰属することとする(別紙)。
- ・ 寄稿規程が周知されるより前に寄稿された IASR 掲載記事の著作権についても、感染研に帰属することとし、著作権の委譲に関する手続きを行う。
- ・ 不行使特約として、著作者は、IASR 編集委員会およびその許諾する者に対して、著作者人格権を行使しないものとする。
 - ・ 翻訳およびこれにともなう改変
 - ・ 電子的配布にともなう改変
 - ・ 図表のみを抽出して利用
 - ・ その他法令等に基づき同一性保持権を適応するのが適切でない改変